

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月7日

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山崎 眞哉

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045-470-7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045-470-7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 999,972,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	10,638,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成29年4月7日(金)の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	10,638,000株	999,972,000	499,986,000
一般募集			
計(総発行株式)	10,638,000株	999,972,000	499,986,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金は499,986,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
94	47	1,000株	平成29年4月24日(月) ~ 平成29年5月12日(金)		平成29年4月24日(月) ~ 平成29年5月12日(金)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期間までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
エルナー株式会社 管理部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,972,000	10,000,000	989,972,000

(注) 1. 払込金額の総額(発行価格の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行によるものであり、発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー料500万円、登記費用350万円並びに有価証券届出書等の書類作成費用及びその他諸費用150万円であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額989,972,000円については、車載市場向けに需要が拡大している導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや回生エネルギー・通信インフラ等向けに需要が拡大している電気二重層コンデンサの受注に対応するための増産設備投資の一部に充当する予定です。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い預金口座等にて管理する予定です。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産設備(注) 1	707,900,000	平成29年5月～平成31年6月
表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサの増産設備(注) 2	239,700,000	平成29年5月～平成31年12月
電気二重層コンデンサの増産設備(注) 3	42,372,000	平成29年5月～平成29年7月

(注) 1. 設置場所は国内子会社のエルナー東北(株)青森工場であり、車載向け製品の生産能力増強設備であります。

2. 設置場所はマレーシア国にある海外子会社のELNA-SONIC.SDN.BHD.であり、車載向け製品の生産能力増強設備であります。

3. 設置場所はタイ国にある海外子会社のTANIN ELNA CO.,LTD.であり、産業機器・通信関連向け製品の生産能力増強設備であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	南通江海電容器股份有限公司	
	本店の所在地	中華人民共和国 江蘇省南通市平潮鎮通揚南路79号	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	江海ジャパン株式会社 代表取締役 金子 潮	
	代表者の役職及び氏名	董事長 陳 衛東	
	資本金	627,042,647元(1 中国元を平成28年12月31日終値16.78円(小数点第3位以下の記載省略。中国元の円換算値の表示箇所において以下同じ。)で換算すると10,523,795,948円)	
	事業内容	アルミ電解コンデンサ製造販売	
	主たる出資者及び出資比率	億威投資有限公司(31.84%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引等の関係	アルミ電解コンデンサの一部を生産委託しております。	

(注) 割当予定先の概要は平成28年12月31日現在、提出者と割当予定先との関係は平成29年4月6日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先である南通江海電容器股份有限公司(以下「南通江海電容器」という。)は中国においてアルミ電解コンデンサを製造販売する上場企業であり、当社との関係は昭和60年から始まり、平成5年以降、当社は同社に対して技術供与及び技術指導、アルミ電解コンデンサの生産委託を行ってまいりました。

その後、平成23年には中国に機能性高分子アルミ電解コンデンサ製造販売の合併会社を同社との間で設立するなど、30年以上の長きに渡り様々な取引を通じて良好な関係を築き上げてまいりました。

当社グループは、今後、更に電装化が進み市場成長が見込まれる車載関連市場に重点を置き事業拡大を進めており、車載関連向け販売が当社グループの事業の中心となっております。南通江海電容器におきましても中国市場における車載関連向け販売の拡大を図っており、以前よりアルミ電解コンデンサ生産工場における中国での合併の打診を受けておりました。

かかる背景の下、当社と南通江海電容器は資本業務提携を行うことを企図しており、かかる資本業務提携の目的は、当社グループの海外生産拠点としてはタイとマレーシアにおいて生産をしているものの、中国には車載電装及び産業機器向けリードタイプのアルミ電解コンデンサを製造する拠点を有しておらず、今後も車載関連需要の成長が見込まれる中国市場での積極的な需要取り込み、コスト競争力の強化とサプライチェーンの強化を図るための生産体制を構築するため、車載電装及び産業機器向け高性能・高品質のアルミ電解コンデンサの生産拠点を中国に合併で設立し、両社が対等なパートナーシップの精神の下、相手方の有する経営資源を有効活用しお互いの事業を補完していくことにより、両社の事業を拡大させるとともに当社グループの利益拡大を図り、グローバル企業として中長期的な企業価値を向上させることにあります。

なお、当社は資本提携として、南通江海電容器に対して平成28年12月15日を払込期日とする第三者割当(以下「前回第三者割当」という。)を行うことにより、業務提携の効果をより確実なものとし、当社の財務体質の強化を図ることを目的として、平成28年11月11日付で有価証券届出書を提出していましたが、払込期日である平成28年12月15日に払込金額の総額である999,978,000円の払込みが行われず、前回第三者割当増資は失権しております。これについては、払込金額全額の準備を完了していたものの、中国当局により昨年未急激に強化された外貨送金規制に関して許認可が得られなかったため、払込金額の送金ができなかった旨の説明を南通江海電容器から受けております。

当社としては、前回第三者割当が失権に終わったことは誠に遺憾ではあるものの、前回第三者割当増資における失権は、第三者割当を行うことを決議した時点においては当社及び南通江海電容器のいずれもが予測できなかった外部的要因(中国当局による外貨送金規制の急激な強化)に起因するものであり、当社及び南通江海電容器が相当の注意を払っても回避することができなかった事態と認識しております。また、前回第三者割当増資の際に、南通江海電容器は中国当局との交渉を頻繁に行うなど払込期日までに当社への送金が可能となるように最大限の努力をしていたことを、当社は現地に赴いて確認しております。これらに加えて、当社と南通江海電容器とは30年以上の長きに渡り様々な取引を通じて良好な関係を築き上げており、当社グループの利益拡大を図り、グローバル企業として中長期的な企業価値を向上させるためには南通江海電容器との資本提携が必要不可欠であると判断しております。また、当社と南通江海電容器との間で締結した業務提携の効果をより確実なものとするこ並びに平成28年12月31日の連結会計期間末における純資産額が791百万円(自己資本比率3.0%)という当社グループの財務状況に鑑み当社の財務体質の強化を図るため、あらためて同社に対して本第三者割当を行うことといたしました。なお、中国当局による外貨送金規制との関係では、中国当局から許認可を取得して本第三者割当に係る払込みを実行するのに問題がない状況になったとの説明を当社は南通江海電容器から口頭で受けております。

また、本第三者割当に際して、資本業務提携の内容を一部変更しております。資本提携については、第三者割当に関連する株式の発行に係る内容のうち、募集株式の数、募集株式の払込金額、払込金額の総額、払込期間等の募集事項を変更しております。また、本第三者割当を最優先で実施するため、業務提携については、南通江海電容器と中国における車載及び産業機器向け高性能・高品質のアルミ電解コンデンサの生産・販売を目的とした合弁会社の設立の内容のうち、当社と南通江海電容器が合弁契約を締結する目的を、2017年3月31日から2017年6月30日に併せて変更することとしております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 10,638,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割り当てる株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であることを平成28年11月30日付で割当予定先との間で締結し、平成29年4月7日付でその内容の一部を変更した資本業務提携契約(以下「本提携契約」という。)において確認しております。

なお、本提携契約においては、割当予定先は割当日から3年間(以下「譲渡禁止期間」という。)は割当株式を第三者に譲渡することができず、譲渡禁止期間経過後に第三者に対して譲渡する場合には、当社へ事前に書面にて通知し、当社が譲渡中止を求めた場合は譲渡することができないこと等について合意しております。

また、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が割当株式について割当日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に要する財産の存在については、深圳証券取引所の上場企業である南通江海電容器が当該取引所の規則の下で開示している平成28年12月の財務諸表（監査証明済み）において、同社の保有する現預金残高は約113億9百万円であり、払込総額に相当する金額約10億円を十分に上回っていることを確認した上で、払込みについては問題ない旨を同社から聴取していることから、本第三者割当に係る払込みの确实性に問題はないものと判断しております。なお、中国当局による外貨送金規制との関係では、中国当局から平成29年4月5日付で許認可を取得して本第三者割当に係る払込みを実行するのに問題がない状況になったとの説明を当社は南通江海電容器から口頭で受けております。

上記の現預金残高は、1中国元を平成28年12月31日終値16.78円で換算しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である南通江海電容器は深圳証券取引所の上場企業であり、法令遵守を求める当該証券取引所の規則の下で事業活動を行っております。また、当社は同社から、同社並びに同社の役員及び子会社が暴力団等とは一切関係がないことを、本資本業務提携に係る協議に際し、南通江海電容器中国本社に直接訪問の上で聴取しております。加えて、当社は割当予定先である南通江海電容器との間で長期にわたる様々な共同事業を通じて取引・技術支援、合併会社の設立その他の人的・物的交流を継続的かつ頻繁に重ねてまいりましたが、その間において、同社ならびに同社の役員及び子会社が暴力団等と関係を有すると認められる一切の事実又は風評を当社が知得することはなく、また、上記の通り、本資本業務提携に係る協議に際しても改めて確認しております。これらのことにより、当社は南通江海電容器並びにその役員及び子会社が暴力団等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当株式に株式の内容として譲渡制限は付されておきませんが、本提携契約において、割当予定先は譲渡禁止期間は割当株式を第三者に譲渡することができず、譲渡禁止期間経過後に第三者に対して譲渡する場合には、当社へ事前に書面にて通知し、当社が譲渡中止を求めた場合は譲渡することができないこと等について合意しております。

3 【発行条件に関する事項】

発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、本第三者割当に係る平成29年4月7日の取締役会決議の直前3ヶ月間（平成29年1月7日から平成29年4月6日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である94円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）といたしました。取締役会決議の日の前営業日の株価ではなく、平均株価を採用した理由は、当社株式は最低投資金額が低い水準で推移しており機動的な売買がし易いことから、当社が公表したものではない情報や思惑、市場環境等による短期的な株価への影響を受けやすい特性があり、特定の一時点を基準にするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、平均株価の算出期間を取締役会決議の日の直前3ヶ月間とした理由は、平成29年1月以降、東京証券取引所における当社普通株式の取引量が比較的多い日が複数存在し、当社の事業や業績等の公表に関わらず当社の株価が大きく変動している場合があり、特に直前1ヶ月間においては当社の株価は下落基調で推移しておりかかる傾向が見られたことから、直近の株価及び直前1ヶ月間の平均株価は当社の現在の実情を適正に反映していない水準である可能性があると考えられ、それよりも長い期間で平均株価を算出することが妥当であると判断したためです。かかる当社の判断及び割当予定先との交渉結果を踏まえ、発行価額を94円としております。

当該発行価額（94円）につきましては、上記取締役会決議の日の前営業日（平成29年4月6日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値（83円）に対しては13.25%のプレミアム、直前1ヶ月間（平成29年3月7日から平成29年4月6日まで）における当社普通株式の終値の平均値（91円）に対しては3.30%のプレミアム、直前6ヶ月間（平成28年10月7日から平成29年4月6日まで）における当社普通株式の終値の平均値（92円）に対しては2.17%のプレミアムとなっております。最近の当社普通株式の株価推移を勘案した結果、当該発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。また、当社は、上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

また、監査役3名全員より、上記の算定根拠に基づく発行価額及び払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量10,638,000株は、平成28年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数56,641,458株に対して18.78%（議決権総数56,566個に対する割合18.81%）に相当し、一定の株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、南通江海電容器との業務提携の効果をより確実なものとし、当社グループの中長期的な発展と成長につなげることに加え、平成28年12月31日の連結会計期間末における純資産額791百万円（自己資本比率3.0%）という当社グループの財務状況に鑑みて、自己資本を増強することで財務体質の安定化につながり株主価値の向上に資するものと考えことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合 (%)
太陽誘電株式会社	東京都台東区上野6丁目16番20号	15,000	26.52	15,000	22.32
南通江海電容器股份有限公司	中華人民共和国 江蘇省南通市 平潮鎮通揚南路79号			10,638	15.83
旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	6,653	11.76	6,653	9.90
伯東株式会社	東京都新宿区新宿1丁目1番13号	1,738	3.07	1,738	2.59
五味 大輔	長野県松本市	1,500	2.65	1,500	2.23
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,256	2.22	1,256	1.87
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	960	1.70	960	1.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	658	1.16	658	0.98
新木産業株式会社	滋賀県長浜市高月町森本95番地	591	1.04	591	0.88
遊佐 建彦	静岡県熱海市	524	0.93	524	0.78
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	500	0.88	500	0.74
計		29,380	51.94	40,018	59.55

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成28年12月31日時点の総議決権数(56,566個)に本第三者割当により増加する議決権数(10,638個)を加えた数で除して算出した割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年4月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期事業年度)の提出日(平成29年3月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月7日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 共同新設分割計画承認の件

当社と当社の完全子会社であるエルナー東北株式会社が、共同新設分割により新設会社を設立し、両社のプリント配線板の製造に関する事業を新設会社へ承継することを承認する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山崎眞哉氏、安藤正直氏、村田健一郎氏、福田智光氏、篠原英美氏の5名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、樋口収氏を選任する。

第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件

風早健史氏ならびに園田了詳氏に対し、監査役退職慰労金制度廃止による打切退職手当を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において支給する。その具体的金額、時期、支給方法等については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 共同新設分割計画承認の件	35,220	231	0	(注) 1	可決 99.3%
第2号議案 取締役5名選任の件					
山崎眞哉	35,114	337	0	(注) 2	可決 99.0%
安藤正直	35,157	294	0		可決 99.2%
村田健一郎	35,160	291	0		可決 99.2%
福田智光	35,120	331	0		可決 99.1%
篠原英美	35,102	349	0		可決 99.0%
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
樋口收	35,197	254	0	(注) 2	可決 99.3%
第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件	35,155	286	10	(注) 3	可決 99.2%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

(平成29年4月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年4月7日の取締役会において、南通江海電容器股份有限公司(以下「南通江海電容器」という。)を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)について決議いたしました。これにより、当社の主要株主に異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 南通江海電容器股份有限公司

主要株主ではなくなるもの 旭硝子株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

南通江海電容器股份有限公司

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	10,638個	15.83%

主要株主ではなくなるもの

旭硝子株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,653個	11.76%
異動後	6,653個	9.90%

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数(56,566個)に、新株発行により増加する議決権数(10,638個)を加えた数(67,204個)を分母として計算しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年4月24日

(注) 本第三者割当に係る払込期間は平成29年4月24日～平成29年5月12日であるため、当該払込期間中の南通江海電容器から払込みが行われた日において、主要株主の異動が生じることになります。上記は平成29年4月24日に払込みが行われたと仮定した場合の異動予定日となります。

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 3,511百万円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 56,641,458株

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第81期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部純也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田高弘

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エルナー株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エルナー株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部純也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田高弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。